萩園自治会 会則(本則)

平成28年4月17日 萩園自治会

第1章 総則

(目的)

第1条 この会は会員相互の親睦を図り、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、萩園自治会(以下「会」という。)と称する。

(区域)

第3条 この会の区域は、別紙区域図面の斜線で囲った部分とする。

(事務所)

第4条 この会の事務所は、茅ヶ崎市萩園1719番地 萩園自治会館に置く。

(事業、専門部等)

- 第5条 この会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - (1) 防災、防犯、交通に関すること。
 - (2) 環境の美化、衛生清掃に関すること。
 - (3) 社会福祉に関すること。
 - (4) 文化、体育に関すること。
 - (5) 区域内の諸活動の援助に関すること。
 - (6) 市から依頼を受けた事項に関すること。
 - (7) 会員の慶弔に関すること。
 - (8) 敬老に関すること。
 - (9) 習俗的行事に関すること。
 - (10) 自治会館の運営に関すること。
 - (11) この会の目的達成に必要なこと。
- 2 事業を円滑に行うため専門部(総務部、防災部、防犯部、環境部、事業部、福祉部、 文化部、運動部)及び自主防災会を置く。細部は別に定める。

第2章 会員

(資格)

- 第6条 この会の会員は第3条に定める区域に住所を有する個人とする。
- 2 この会の活動を賛助する法人及び団体は、この会の賛助会員となることができる。

(加入)

- 第7条 この会に入会するものは、その所属する組長に申し出て入会申込書を会長に提出しなければならない。
- 2 この会は正当な理由がない限り、前条に定めた会員の資格を有する個人の入会を拒むことはできない。

(会費)

第8条 会員はその属する世帯を一単位として総会で定める会費を納入しなければならない。細部は別に定める。

(退会)

- 第9条 会員の退会は次の場合とする。
 - (1) この会の区域内に住所を有しなくなったとき。
 - (2) 本人より退会届が会長へ出されたとき。

第3章 役員

(役員の種別)

- 第10条 この会には次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 書記 1名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 部長 8名 (専門部の数)
 - (6) 地区委員 各地区1名
 - (7) 組長 各組1名
 - (8) 監事 2名
- 2 地区及び組の範囲は別に定める。

(役員の選任)

- 第11条 会長、副会長は役員推薦委員会が推薦し、総会で選出する。
- 2 書記、会計は会長が推薦し、委員会で承認する。
- 3 部長は委員又は委員経験者の中からか、必要に応じて会員の中から適任者を会長が 推薦し、委員会で承認する。
- 4 地区委員は各地区より選出する。
- 5 組長は各組より選出する。
- 6 監事は四役会の推薦により会長が委嘱する。ただし、監事は他の役員を兼任できない。

- 7 役員推薦委員会の細部は別に定める。 (役員の職務)
- 第12条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 書記は、この会の庶務や記録をつかさどる。
- 4 会計は、この会の経理をつかさどる。
- 5 部長は、部長会を組織し、この会の運営にあたるとともに各事業を分掌して担当専門部の事業を計画し、四役会に諮り、承認を得て実施にあたる。
- 6 地区委員は、委員会を組織し、この会が実施する各事業を分掌して会の運営にあたるとともに担当する地区の会務を処理する。
- 7 組長は、組を代表して総会において議決権を行使する。また、地区委員と協力して 担当する組の会務を処理する。
- 8 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) この会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行についての不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めたときは、総会の招集を請求すること。 (役員の任期)
- 第13条 会長の任期は1年とし、総会から総会までの期間とする。原則として再任できない。
- 2 副会長の任期は2年とし、原則として再任できない。ただし、副会長2人の任期は1 年ずらすものとする。
- 3 監事の任期は2年とし、総会から総会までとする。
- 4 他の役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 5 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。 (解任)
- 第14条 役員が次のいずれかに該当するときは、解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
 - (2) 役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。 (顧問)
- 第15条 この会には相談役として若干名、顧問を置くことができる。顧問は会長経験者及び内外の有識者に委嘱する。顧問は会の運営について助言、援助を行うことがで

きる。

第4章 会議

(会議)

- 第16条 この会の会議(議決機関)は次のとおりとする。
 - (1) 組長総会(総会と称する) 総会はこの会の最高意志決定機関であり、組長をもって構成する。
 - (2) 四役会 四役会は会長、副会長、書記、会計をもって構成する。
 - (3) 部長会 部長会は会長、副会長、書記、会計、部長をもって構成する。
 - (4) 委員会 四役及び、地区委員をもって構成する。

(総会)

第17条 この会の総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(権限)

第18条 総会は、この会則に定めるもののほか、この会の運営に関する重要な事項を 議決する。

(開催)

- 第19条 定期総会は4月に開催する。
- 2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会長又は委員会が必要と認めたとき。
 - (2) 会員又は組長の3分の1以上の請求があったとき。
 - (3) 第12条第8項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。 (招集)
- 第20条 総会は会長が招集する。
 - 2 会長は前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求 があった日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示し、開催の日の10日前までに書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は組長の中から選出する。

(総会成立要件)

第22条 総会は組長の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出又は書面のよる表決を出席とみなす。

(議決)

第23条 総会の議事は、この規約の定めるもののほか、出席者の過半数をもって決し、 可否同数の時は、議長の決するところによる。

(議決事項)

- 第24条 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業報告及び決算の承認に関すること。
 - (2) 事業計画及び予算の承認に関すること。
 - (3) 会則の改廃に関すること。
 - (4) 役員(会長、副会長)の選任に関すること。
 - (5) 会費の改定に関すること。
 - (6) その他重要事項に関すること。
- 2 前項に定める事項で急を要するものは、四役会で議決執行することができる。この 場合においては、次回の総会で承認をえなければならない。

(議事録)

- 第25条 総会の議事については、次の事項を記録した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 開催日時及び場所
 - (2) 組長の現在数及び出席組長数
 - (3) 開催の目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過概要及び結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及び会議において選任された議事録署名人が署名捺印したものでなくてはならない。

(四役会)

第26条 四役会は会長が必要に応じて招集し、総会において付議された事項及び緊急 を要する事項などを処理すると共に、会の運営に必要な業務を執行する。

(四役会の議決)

第27条 四役会は、定数の過半数の出席により成立するものとし、出席者の過半数を もって議事を決する。可否同数の場合には会長がこれを決する。

(議事録)

第28条 第25条の会則を四役会も準用する。

(委員会)

第29条 委員会は、四役と地区委員をもって構成する。

(権限)

- 第30条 委員会はこの会則で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。
 - (1) 総会に付議する事項に関すること。
 - (2) 総会で議決した事項の執行に関すること。
 - (3) 総会で議決を要しない会務の執行に関する事項 (開催)
- 第31条 委員会は会長が必要と認めたとき、又は委員の3分の1以上から請求が あったときに開催する。

(招集)

- 第32条 委員会は、会長が招集する。
- 2 委員会を招集するときは、会議の内容及び開催日時、場所を示して通知しなければならない。

(議長)

第33条 委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第34条 委員会は委員の3分の2以上の出席により成立する。

(議決)

第35条 委員会の議事は出席した委員過半数をもって決し、可否同数のときは議長 の決するところによる。

(委任)

第36条 やむを得ない理由のため、委員会に出席できない委員は、他の委員を代理人 として表決を委任することができる。

(議事録)

第37条 第25条の会則を委員会も準用する。

第5章 資産等

(資産及び財政)

- 第38条 この会の資産及び財政は次に定めるものとする。
 - (1) 財産目録記載の資産
 - (2) 会費収入
 - (3) 事業収入
 - (4) 資産から生ずる果実

- (5) 寄付金
- (6) その他の収入

(管理)

- 第39条 この資産は、会長が管理し、その方法は四役会で決議する。
- 2 この会の資産で第38条第1号の資産を処分し、又は担保に供する場合に総会に おいて、会員の委任をうけた4分の3以上の議決を要する。
- 3 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

- 第40条 この会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (事業計画及び予算)
- 第41条 この会の事業計画及び予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を得て執行されねばならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第42条 この会の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに会長が事業報告書、決算書、財産目録等を作成し、監事の監査を経てその年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

第6章 会則の変更及び解散

(会則の改廃)

- 第43条 この会の会則の改廃は、総会の議決を得なければ改廃することはできない。 (解散)
- 第44条 この会が総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意 を得なければならない。

(残余財産の処分)

第45条 この会が解散のときに有する残余財産は、この会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第7章 雑則

(委任)

第46条 この会則の施行について必要な事項は、会長が委員会の議決を経て別に定める。

(文書の備付け)

第47条 この会の事務所には、会則、会員名簿、総会及び委員会の議事録、収支に

関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(個人情報保護義務)

第48条 個人情報が記載された文書及び電子情報は、個人情報保護法の規定を準用し、厳重に管理しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この会則は平成21年4月1日より施行する。(全部改正)

昭和45年4月 1日制定

平成17年 4月 23日 改正(大幅な見直し)

平成18年 4月 22日 改正 (書記職の設置)

平成19年3月17日改正(防災を追加)

平成21年 3月 21日 全面改訂

平成22年 4月 24日 改正

平成24年 4月 22日 改正

平成26年 4月 20日 改正 (平成27年度より施行)

平成28年 4月 17日 改正 (監事職の設置)

(附則図)

2 会則第3条、第10条による自治会の区域及び地区委員の担当地区並びに組の範囲は添付図のとおり。